

労基ニュース

(公社)東基連 足立荒川労働基準協会支部

11月号

〒114-0022

北区王子本町1-22-3

TEL 03-5948-5341

FAX 03-5948-5653

当支部HPパスワード

「aa5948」

《足立荒川労働基準協会支部からのお知らせ》

支部講習会のご案内

『令和6年度 足立荒川安全衛生推進大会』 ※参加費無料

開催日時：令和6年11月21日（木） 13:30～16:00 開場 12:30

開催場所：ムーブ町屋 ムーブホール 荒川区荒川7-50-9

内 容：○工事概要説明と安全上の工夫、イメージアップ事例の紹介

○IoTを活用した安全衛生について

※ご案内・お申込書は先月号に同封いたしましたが、当支部ホームページよりダウンロードできます。

『外国人労働者労働災害防止セミナー』 ※参加費無料

開催日時：令和6年11月28日（木） 14:00～16:30 開場 13:30

開 場：足立勤労福祉会館 第二洋室 足立区綾瀬1-34-7

定 員：40名

●近年、外国人労働者数の増加に伴い、外国人労働者の労働災害が増加傾向にあります。外国人労働者の労働災害の要因として、業務経験が短い場合が多いこと、日本語そのものの理解が不十分であること、コミュニケーション不足により職場の危険の伝達・理解が不足していること等が考えられます。外国人労働者の労働災害防止のために、外国人労働者が安全衛生教育や労働災害防止の内容を確実に理解してもらうことが重要です。

この機会にぜひ、ご参加ください。

※ご案内・お申込書を同封いたしました。

『令和6年度 石綿作業主任者技能講習』

開催日 令和6年12月5日（木）・6日（金） ※2日間の講習です。

講習時間 1日目 9:00～17:00（受付開始8:30）

2日目 9:30～15:45（受付開始9:00）（終了時間は予定です。）

講習会場 王子工業会館 2階会議室（北区王子本町1-22-3）

受講料 15,180円 ※テキスト代（1,980円）及び消費税込み

※当支部ホームページよりご案内・お申込書のダウンロードができます。

※石綿作業主任者とは、アスベストに関する作業を指揮し監督する責任者のことで、主任者は事業者が資格取得者の中から選びます。

❖石綿作業主任者の主な職務は次のとおりです。

- 1 作業計画の作成等作業の方法を決定し、その作業を指揮監督する（原則各現場に一人石綿作業主任者が必要）
- 2 呼吸用保護具、保護衣の使用状況を監視する

過重労働解消のためのセミナーが開催されます（厚生労働省委託事業） ※参加費無料

～11月は過労死等防止啓発期間です～

過労死等防止対策については、過労死等防止対策推進法（平成26年法律第100号。以下、「法」という。）及び「過労死等の防止のための対策に関する大綱」（令和6年8月2日閣議決定）に基づき取組を行ってきました。

しかしながら、過労死等の労災支給決定件数は近年増加傾向にあり、また、本年4月1日から工作物の建設の事業、自動車運転の業務、医業に従事する医師等についても時間外労働の上限規制が適用されたこと等を踏まえ、その遵守徹底とともに、労使を始め、取引先等の関係者に対して広く周知・啓発を行うこと等を通じ、引き続き、長時間労働の削減等の過重労働解消に向けた

機運の醸成を行う必要があります。厚生労働省では、「過労死等防止啓発月間」の一環として「過重労働解消キャンペーン」を11月に実施し、長時間労働の削減等の過重労働解消に向けた取組を推進するため、全国の会場でセミナーを開催します。また、オンラインによる開催も11月7日から来年1月28日までで25回開催します。東京での会場開催は以下のとおりです。

開催日時： 令和6年11月20日（水） 14：00～16：30
開催場所： 日本教育会館 第二会議室 千代田区一ツ橋2-6-2
内 容： ○法令、ガイドライン等のポイント解説
○過重労働に関する脳・心臓疾患、精神疾患に係る裁判例
○過重労働解消に関する企業の取り組み例

●オンライン開催セミナーの内容（テーマ別（A～E）により開催日が異なります）

- 【A】こころ：過重労働・ハラスメントと心の健康の関係と改善・対策方法
- 【B】からだ：過重労働と身体の健康の関係と改善・対策方法
- 【C】企業事例：過重労働解消の企業事例
- 【D】裁判例1：過労自殺に関わる精神疾患事案：電通事件、サン・チャレンジほか事件
- 【E】裁判例2：過労死に関わる事案：システムコンサルタント事件（脳疾患）、関西医科大学事件（心臓疾患）

❖お申込、開催日等詳細につきましては、当支部ホームページ「会員専用」よりご確認ください。

年末年始無災害運動・ポスター等頒布のお知らせ

～今年もやります！ 基本作業の徹底 年末年始も無災害～

当協会支部では「第54回年末年始無災害運動」のポスター・のぼり等を斡旋頒布しております。パンフレットを同封しておりますのでご利用ください。

ご注文・お問合せは当協会支部事務局までよろしくお願いいたします。

令和7年 四協会新年合同懇親会

恒例の四協会新年合同懇親会を、以下のとおり開催いたします。

何かとご多忙の折とは存じますが、万障お繰り合わせのうえ、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

ご案内・お申込書につきましては、別途ご郵送いたします。（11月下旬ころ発送予定）

※令和7年は足立荒川職業協会様が事務局となります。

開催日 令和7年1月23日（木）

開催場所 ホテルラングウッド2階「孔雀の間」 荒川区東日暮里5-50-5

令和6年版 過労死等防止対策白書が公表されました

～医療従事者の労災認定状況、DX等先端技術担当者及び

芸術・芸能従事者（スタッフ）の働き方の実態等について調査分析～

政府は、令和6年10月11日、過労死等防止対策推進法に基づき、「令和5年度 我が国における過労死等の概要及び政府が過労死等の防止のために講じた施策の状況」（令和6年版 過労死等防止対策白書）を閣議決定しました。

「過労死等防止対策白書」は、過労死等防止対策推進法第6条に基づき、国会に毎年報告を行う年次報告書です。9回目となる今回の白書の主な内容は以下のとおりです。

※「過労死等」とは

- （1）業務における過重な負荷による脳血管疾患・心臓疾患を原因とする死亡
- （2）業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする自殺による死亡
- （3）死亡には至らないが、これらの脳血管疾患・心臓疾患、精神障害

○「令和6年版 過労死等防止対策白書」の主な内容

- 1 本年8月2日に閣議決定された「過労死等の防止のための対策に関する大綱」（以下「大綱」という。）の変更経緯やその内容について報告。
- 2 大綱に基づく調査分析として、医療従事者（医師・看護師）の精神障害の労災認定事案の分析結果、DX（デジタル・トランスフォーメーション）等先端技術担当者及び芸術・芸能従事者（スタッフ）の働き方の実態等について報告。

- 3 長時間労働の削減やメンタルヘルス対策、国民に対する啓発、民間団体の活動に対する支援など、令和5年度を取組を中心とした労働行政機関等の施策の状況について詳細に報告。
- 4 本年4月1日から時間外労働の上限規制が適用された業種等に係る企業等における長時間労働削減等の働き方改革事例やメンタルヘルス対策、ハラスメント防止対策など、過労死等防止対策のための取組事例をコラムとして紹介。

❖当支部ホームページ「会員専用」より、過労死等防止対策白書及び過労死等防止啓発パンフレットをご覧になれますので、ご活用ください。

フリーランスのための新しい法律が11月1日から施行されます。

個人で働くフリーランスの皆さんが、安心して働ける環境を整備するための法律「フリーランス・事業者間取引適正化等法」が、令和6年11月1日に施行されます。

この法律は、

- ① フリーランスの皆さんと、フリーランスの皆さんに仕事を発注する事業者（企業など）の間の取引の適正化と、
 - ② フリーランスの方の就業環境の整備を図ることを目的としています。
- ①は主に公正取引委員会及び中小企業庁が、②は厚生労働省が施行を担当します。東京労働局では、フリーランスや発注事業者の皆さんからの相談に応じています。法の内容は東京労働局 HP、X、YouTube 動画でもご覧いただけます。

○フリーランスの方の就業環境の整備のために 発注事業者（各企業）が取り組むこと

(1) 募集情報の的確表示

広告などでフリーランスの募集をするときは、虚偽の表示や誤解を与える表示をしてはなりません。また、募集内容を正確かつ最新のものに保たなければなりません。

(2) 育児・介護等と業務の両立に対する配慮

6か月以上の期間の業務委託をする場合、フリーランスが育児や介護などと業務を両立できるよう、フリーランスの申出に応じて必要な配慮をしなければなりません。

やむを得ず必要な配慮を行うことができない場合には、配慮を行うことができない理由を説明することが必要です。

(3) ハラスメント防止対策

発注事業者側の担当者等がフリーランスの皆さんにハラスメントを行うようなことがないよう、ハラスメントを行ってはならない旨の方針の明確化や、相談・苦情への対応体制の整備等が必要です。

(4) 中途解除等の事前予告・理由開示

6か月以上の期間の業務委託をしている場合、契約を中途解除したり、更新しないこととしたりする場合は、原則として 30 日前までに予告しなければなりません。また、フリーランスから理由の開示の請求があった場合には、理由の開示を行わなければなりません。

《足立労働基準監督署からのお知らせ》

11 月は「労働保険未手続事業一掃強化期間」です！

労働保険の加入手続きはお済みですか？

「11 月を“労働保険未手続事業一掃強化期間”と定め、未加入事業に対して加入促進に取り組みます。」

労働者とその家族の生活と安心のため、労働保険の加入は、事業主の責任です。

正社員、派遣、パート、アルバイト等、雇用形態に関わらず、1 人でも雇ったら労働保険に加入する必要があります。労働保険の加入手続きをとられていない事業主の方は、速やかに関加入手続きをお願いします。詳しくは、足立労働基準監督署、東京労働局にお尋ねください。

※お問い合わせ先

足立労働基準監督署 労災課

東京労働局 労働保険徴収部適用・事務組合課

ダイヤルイン 03-3882-1189

代 表 03-3512-1628



公益財団法人 安全衛生技術試験協会

受験申請はオンラインで!

安全衛生免許・資格試験申請システムが アシストします!

受験申請は
こちらから



労働安全衛生法に基づく免許資格

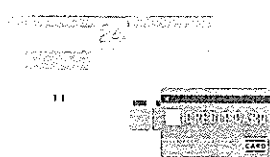
- | | | |
|-------------|----------------|-------------------|
| ● 特級ボイラー技士 | ● クレーン・デリック運転士 | ● 第一種衛生管理者 |
| ● 一級ボイラー技士 | ● 移動式クレーン運転士 | ● 第二種衛生管理者 |
| ● 二級ボイラー技士 | ● 揚貨装置運転士 | ● 高圧室内作業主任者 |
| ● 特別ボイラー溶接士 | ● 発破技士 | ● エックス線作業主任者 |
| ● 普通ボイラー溶接士 | ● ガス溶接作業主任者 | ● ガンマ線透過写真撮影作業主任者 |
| ● ボイラー整備士 | ● 林業架線作業主任者 | ● 潜水士 |

メリット①



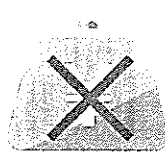
受験申請書の
取り寄せ不要

メリット②



コンビニ払いや
クレジットカードで
支払い可能

メリット③



申請の振込
手数料不要

メリット④



顔写真は
アップロードでOK

メリット⑤



マイページで
領収書をダウンロード